

## 消費税法改正により、価格の表示方法が変わります

●10月からの消費税法改正により、10月1日の販売分から消費税が10%となります。

ただし、飲食物は軽減税率の対象品となり販売は消費税8%の据え置きとなります。

●新しい村で販売する商品は、軽減税率の対象商品8%と対象外商品10%になるものがあります。

8%の主な品目	野菜・果物・お米・惣菜・加工品などの商業製品
10%の主な商品	花・切花・種・野菜苗・クラフト商品・お酒・配送料・箱代など
※森のカフェ商品	イートイン・テイクアウトの税率が変わります。

◎その他、ご不明な点がございましたら森の市場結スタッフまでお声掛けください。



株式会社 新しい村 森の市場結 店長